

## いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 「定期開催の委員会」 構成員等

〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、人権・同和教育主任、学校関係者評価委員  
(市教委, スクールカウンセラー)

〈役割〉 年間の定期的な開催とし、学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。

### (2) 「個々の事案に対応する実務組織」 構成員等 (上記組織の内部組織)

〈構成員〉 校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、人権・同和教育主任、担任、養護教諭

(必要に応じて…市教委, PTA 会長, スクールカウンセラー, 警察関係者)

〈役割〉 情報の収集と記録・共有、緊急会議の開催 (情報の迅速な共有、事実関係の聴取と確認、指導や支援の体制と対応方針の決定、保護者の意向確認や説明と連携等)

### (3) 組織図

